

第 58 号議案

滋賀県教育委員会事務専決規程の一部改正について

滋賀県教育委員会事務専決規程（平成 21 年滋賀県教育委員会訓令第 1 号）の一部を次のように改正する。

令和 3 年 3 月 24 日

滋賀県教育委員会

滋賀県教育委員会事務専決規程の一部改正

別表第 1 事務局における共通事項の表 18 の部 2 の項を次のように改める。

2 課員の配置および事務分掌の決定				○		
-------------------	--	--	--	---	--	--

別表第 2 第 1 号の表に次のように加える。

13 修学支援に関する事務	1 滋賀県奨学資金貸与条例（平成 14 年滋賀県条例第 26 号。以下この部において「新条例」という。）に関する事（滋賀県奨学資金貸与条例付則第 3 項または第 5 項の規定によりなおその効力を有することとされる場合における滋賀県奨学資金貸与条例（昭和 41 年滋賀県条例第 23 号。以下この部において「旧条例」という。）の規定に基づく奨学資金の返還に関する事を含む。）。						
	(1) 貸付金の貸与の決定（新条例第 2 条）				○		

(2) 貸付金の貸与の停止（新条例第6条）				○	
(3) 貸付金の貸与の打切り（新条例第7条）				○	
(4) 借用証書の受理				○	
(5) 返還債務の履行の猶予（新条例第9条、旧条例第6条第2項）				○	
(6) 返還債務の免除（新条例第10条、旧条例第6条第2項）		○			
(7) 延滞利子徴収の決定（新条例第11条、旧条例第6条第3項）				○	
(8) 奨学生等の異動届の受理				○	
2 滋賀県高等学校等定時制課程および通信制課程修学奨励金貸与条例（昭和49年滋賀県条例第61号）の施行に関する事。					
(1) 修学奨励金の貸与の決定（第2条）				○	
(2) 誓約書の受理				○	
(3) 修学奨励金の貸与の打切り（第4条第1項）				○	
(4) 修学奨励金の貸与の休止（第4条第2項）				○	
(5) 借用証書の受理				○	
(6) 返還債務の履行の猶予（第5条第1項）				○	
(7) 返還債務の免除（第6条）		○			
(8) 延滞利子徴収の決定（第7条）				○	
(9) 被貸与者からの届出の受理				○	
3 滋賀県国公立高等学校等の奨学のための給付金事業の実施に関する事。					
(1) 奨学のための給付金事業の実施要綱の制定				○	

(2) 奨学のための給付金の支給決定				○	
(3) 奨学のための給付金の支給決定の取消し				○	
(4) 支給決定を取り消した奨学のための給付金の返還命令				○	
4 高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成 22 年法律第 18 号）の施行に関すること。					
(1) 就学支援金の受給資格の認定（第 4 条）				○	
(2) 就学支援金の支給の停止（第 8 条）				○	
(3) 就学支援金の支払の一時差止（第 9 条）				○	
(4) 就学支援金の支給実績証明書の発行（高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則（平成 22 年文部科学省令第 13 号）第 12 条）				○	
5 滋賀県立高等学校学び直し支援金に関すること					
(1) 学び直し支援金の受給資格の認定				○	
(2) 学び直し支援金の支給の停止				○	
(3) 学び直し支援金の支払の一時差止				○	
(4) 学び直し支援金の支給実績証明書の発行				○	
6 滋賀県立高等学校における授業料の減免に関すること。					
(1) 授業料の減免の決定（滋賀県使用料および手数料条例（昭和 24 年滋賀県条例第 18 号）第 8 条）				○	
(2) 授業料の減免の取消し				○	

別表第2第3号の表7の部を削る。

付 則

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

「滋賀県教育委員会事務専決規程」の一部改正について

1 改正の理由

- ・令和3年度の組織改編等に伴い、教育委員会事務局および学校以外の教育機関の職員による専決に関し、必要な改正を行うもの。

2 改正内容

- ・事務局における個別専決事項について、高校教育課内の修学支援に関する事務を教育総務課に移管する(別表第2関係)。
- ・その他所要の改正を行う。

3 施行日

- ・令和3年4月1日

滋賀県教育委員会事務専決規程新旧対照表

旧								新							
本則および付則 省略								本則および付則 省略							
別表第1 事務局における共通専決事項								別表第1 事務局における共通専決事項							
事務の種 類	事項	合議 先	専 決 で き な い 事 項	専決する者			摘要	事務の種 類	事項	合議 先	専 決 で き な い 事 項	専決する者			摘要
				教 育 次 長	課 長	係 長						教 育 次 長	課 長	係 長	
1～17	省略							1～17	省略						
18 組織 および 人事管 理に関 する事 務	1 事務局および教育 機関の組織、権限お よび職員定数に関 する意見の内申		○					18 組織 および 人事管 理に関 する事 務	1 事務局および教育 機関の組織、権限お よび職員定数に関 する意見の内申		○				
	2 課員の配置および 事務分掌の決定								2 課員の配置および 事務分掌の決定				○		
	3 各種検査員、調査 員等の身分証等の 交付				○				3 各種検査員、調査 員等の身分証等の 交付				○		

	4 職員の扶養家族の認定				○ 総括補佐が置かれる場合にあっては、総括補佐の専決とする。		4 職員の扶養家族の認定				○ 総括補佐が置かれる場合にあっては、総括補佐の専決とする。
	5 職員の住居届の確認ならびに住居手当額の決定および改定				○ 総括補佐が置かれる場合にあっては、総括補佐の専決とする。		5 職員の住居届の確認ならびに住居手当額の決定および改定				○ 総括補佐が置かれる場合にあっては、総括補佐の専決とする。
	6 職員の通勤届の確認ならびに通勤手当額の決定および改定				○ 総括補佐が置かれる場合にあっては、総括補佐の専決とする。		6 職員の通勤届の確認ならびに通勤手当額の決定および改定				○ 総括補佐が置かれる場合にあっては、総括補佐の専決とする。
	7 職員の単身赴任届の確認ならびに単身赴任手当額の決定および改定				○ 総括補佐が置かれる場合にあっては、総括補佐の専決とする。		7 職員の単身赴任届の確認ならびに単身赴任手当額の決定および改定				○ 総括補佐が置かれる場合にあっては、総括補佐の専決とする。
	8 職員の児童手当の受給資格および児童手当額の認定ならびに児童手当額の改定				○ 総括補佐が置かれる場合にあっては、総括補佐の専決とする。		8 職員の児童手当の受給資格および児童手当額の認定ならびに児童手当額の改定				○ 総括補佐が置かれる場合にあっては、総括補佐の専決とする。
	9 職員の給与の支給に関する諸報告				○ 総括補佐が置かれる場合にあつ		9 職員の給与の支給に関する諸報告				○ 総括補佐が置かれる場合にあつ

						ては、総括補佐 の専決とする。
10	職員の旅行の命 令					
(1)	教育長に係る もの		○			
(2)	教育次長に係 るもの		○			
(3)	事務局の課長 職（課長および主 席参事（教育委員 会訓令により設 置される室に置 かれる室長を兼 ねる場合に限 る。））に係るも の			○		
(4)	事務局のその 他の職員に係る もの				○	
11	教育機関の長の 県外旅行および外 国旅行の承認			○		

						ては、総括補佐 の専決とする。
10	職員の旅行の命 令					
(1)	教育長に係る もの		○			
(2)	教育次長に係 るもの		○			
(3)	事務局の課長 職（課長および主 席参事（教育委員 会訓令により設 置される室に置 かれる室長を兼 ねる場合に限 る。））に係るも の			○		
(4)	事務局のその 他の職員に係る もの				○	
11	教育機関の長の 県外旅行および外 国旅行の承認			○		

12 証人等の旅行の 依頼			○		
13 職員の時間外勤 務および休日勤務 の命令					
(1) 教育次長に係 るもの	○				
(2) 事務局の課長 職（課長および主 席参事に限る。） に係るもの		○			
(3) 事務局のその 他の職員に係る もの			○		
14 職員の年次有給 休暇の届出の受理 および時季変更権 の行使、特別休暇、 職務に専念する義 務の免除（職務に専 念する義務の特例 に関する条例（昭和 26年滋賀県条例第1					

12 証人等の旅行の 依頼			○		
13 職員の時間外勤 務および休日勤務 の命令					
(1) 教育次長に係 るもの	○				
(2) 事務局の課長 職（課長および主 席参事に限る。） に係るもの		○			
(3) 事務局のその 他の職員に係る もの			○		
14 職員の年次有給 休暇の届出の受理 および時季変更権 の行使、特別休暇、 職務に専念する義 務の免除（職務に専 念する義務の特例 に関する条例（昭和 26年滋賀県条例第1					

	事、給与、服務、研修および福利厚生に関する内申、申請・届等						
21	公用自動車の使用承認				○		
22	職員の兼職承認の副申						
(1)	教育長、教育次長および教育機関の長に係るもの		○				
(2)	事務局の課長職に係るもの			○			
(3)	事務局のその他の職員に係るもの				○		
19～24	省略						

(事務局における専決)

第10条 (略)

別表第2 事務局における個別専決事項

(1) 教育総務課個別専決事項

	事、給与、服務、研修および福利厚生に関する内申、申請・届等						
21	公用自動車の使用承認				○		
22	職員の兼職承認の副申						
(1)	教育長、教育次長および教育機関の長に係るもの		○				
(2)	事務局の課長職に係るもの			○			
(3)	事務局のその他の職員に係るもの				○		
19～24	省略						

(事務局における専決)

第10条 (略)

別表第2 事務局における個別専決事項

(1) 教育総務課個別専決事項

		<u>賀県条例第23号。以下この部において「旧条例」という。）の規定に基づく奨学資金の返還に関することを含む。）。</u>						
		<u>(1) 貸付金の貸与の決定（新条例第2条）</u>				○		
		<u>(2) 貸付金の貸与の停止（新条例第6条）</u>				○		
		<u>(3) 貸付金の貸与の打切り（新条例第7条）</u>				○		
		<u>(4) 借用証書の受理</u>					○	
		<u>(5) 返還債務の履行の猶予（新条例第9条、旧条例第6条第2項）</u>				○		
		<u>(6) 返還債務の免除（新条例第10</u>		○				

[illegible]

[illegible]

		<u>の発行（高等学校 等就学支援金の 支給に関する法 律施行規則（平成 22年文部科学省 令第13号）第12 条）</u>					
5		<u>滋賀県立高等学校 学び直し支援金に 関すること</u>					
		<u>(1) 学び直し支援 金の受給資格の 認定</u>				○	
		<u>(2) 学び直し支援 金の支給の停止</u>				○	
		<u>(3) 学び直し支援 金の支払の一時 差止</u>				○	
		<u>(4) 学び直し支援 金の支給実績証 明書の発行</u>				○	
6		<u>滋賀県立高等学校 における授業料の</u>					

(3) 高校教育課個別専決事項								(3) 高校教育課個別専決事項							
事務の種 類	事項	合議 先	専 決 で き な い 事 項	専決する者			摘要	事務の種 類	事項	合議 先	専 決 で き な い 事 項	専決する者			摘要
				教 育 次 長	課 長	係 長						教 育 次 長	課 長	係 長	
1 ～ 6	省略							1 ～ 6	省略						
7 修学支 援に関	1 滋賀県奨学資金貸 与条例（平成14年滋														

する事 務	賀県条例第26号。以下この部において「新条例」という。） に関する事（滋賀県奨学資金貸与条例付則第3項または第5項の規定によりなおその効力を有することとされる場合における滋賀県奨学資金貸与条例（昭和41年滋賀県条例第23号。以下この部において「旧条例」という。）の規定に基づく奨学資金の返還に関することを含む。）。					
	(1) 貸付金の貸与の決定（新条例第2条）			○		
	(2) 貸付金の貸与の停止（新条例第			○		

	<u>6条)</u>					
	<u>(3) 貸付金の貸与 の打切り(新条例 第7条)</u>			○		
	<u>(4) 借用証書の受 理</u>				○	
	<u>(5) 返還債務の履 行の猶予(新条例 第9条、旧条例第 6条第2項)</u>			○		
	<u>(6) 返還債務の免 除(新条例第10 条、旧条例第6条 第2項)</u>	○				
	<u>(7) 延滞利子徴収 の決定(新条例第 11条、旧条例第6 条第3項)</u>			○		
	<u>(8) 奨学生等の異 動届の受理</u>				○	
2	<u>滋賀県高等学校等 定時制課程および 通信制課程修学奨</u>					

	<u>励金貸与条例（昭和49年滋賀県条例第61号）の施行に関すること。</u>						
	<u>(1) 修学奨励金の貸与の決定（第2条）</u>				<u>○</u>		
	<u>(2) 誓約書の受理</u>					<u>○</u>	
	<u>(3) 修学奨励金の貸与の打ち切り（第4条第1項）</u>				<u>○</u>		
	<u>(4) 修学奨励金の貸与の休止（第4条第2項）</u>				<u>○</u>		
	<u>(5) 借用証書の受理</u>					<u>○</u>	
	<u>(6) 返還債務の履行の猶予（第5条第1項）</u>				<u>○</u>		
	<u>(7) 返還債務の免除（第6条）</u>		<u>○</u>				
	<u>(8) 延滞利子徴収の決定（第7条）</u>				<u>○</u>		

	(9) 被貸与者からの届出の受理				<u>○</u>	
3	滋賀県国公立高等学校等の奨学のための給付金事業の実施に関すること。					
	(1) 奨学のための給付金事業の実施要綱の制定			<u>○</u>		
	(2) 奨学のための給付金の支給決定			<u>○</u>		
	(3) 奨学のための給付金の支給決定の取消し			<u>○</u>		
	(4) 支給決定を取り消した奨学のための給付金の返還命令			<u>○</u>		
4	高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号）の施行に					

	<u>関すること。</u>					
	<u>(1) 就学支援金の 受給資格の認定 (第4条)</u>			<u>○</u>		
	<u>(2) 就学支援金の 支給の停止(第8 条)</u>			<u>○</u>		
	<u>(3) 就学支援金の 支払の一時差止 (第9条)</u>			<u>○</u>		
	<u>(4) 就学支援金の 支給実績証明書 の発行(高等学校 等就学支援金の 支給に関する法 律施行規則(平成 22年文部科学省 令第13号)第12 条)</u>			<u>○</u>		
5	<u>滋賀県立高等学校 学び直し支援金に 関すること</u>					
	<u>(1) 学び直し支援</u>			<u>○</u>		

	<u>金の受給資格の 認定</u>						
	<u>(2) 学び直し支援 金の支給の停止</u>			<u>○</u>			
	<u>(3) 学び直し支援 金の支払の一時 差止</u>			<u>○</u>			
	<u>(4) 学び直し支援 金の支給実績証 明書の発行</u>			<u>○</u>			
6	<u>滋賀県立高等学校 における授業料の 減免に関すること。</u>						
	<u>(1) 授業料の減免 の決定（滋賀県使 用料および手数 料条例（昭和24 年滋賀県条例第1 8号）第8条）</u>			<u>○</u>			
	<u>(2) 授業料の減免 の取消</u>			<u>○</u>			
(4)～(8) 省略							
別表第3 省略							

(4)～(8) 省略

別表第3 省略

付 則（令和3年教委訓令第 号）

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。